

Ⅲ 完 成 檢 查

Ⅲ 完成検査

第1 総 説

法第5条第1項又は第14条第1項の許可を受けた事業者は、製造のための施設の設置の工事又は特定変更工事を完成したときは、完成検査を受け、又は自ら実施し※、当該施設が法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた後又は知事に届け出た後でなければ、施設を使用できません。（法第20条）

完成検査は、許可を受けて設置又は変更した施設が、現に基準に適合しているか、かつ、許可のとおり完成しているかを検査するものです。施設が許可のとおり完成していない等の場合には、許可を受け直す必要がある場合がありますので、十分注意してください。

本節は、完成検査に係る手続き等について定めたものですので、事業者は、記載内容に留意の上、工事及び完成検査の準備を行うようお願いいたします。

また、完成検査は次の者が行うことができるほか、変更の内容により、特定変更工事に該当せず完成検査を要しない工事がありますので、許可の申請時及び完成検査の申請の前に確認してください。

<完成検査を行うことができる者>

- 1 知事
- 2 高圧ガス保安協会
- 3 指定完成検査機関
- 4 認定完成検査実施者※（法第20条第3項第2号による認定）

※ 自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる者として大臣の認定を受けている者（認定完成検査実施者）は、その認定に係る特定施設について検査を行うことができます。

第2 知事の完成検査を受ける場合

1 完成検査の申請

(1) 完成検査の日程の調整

許可を受けた後、県と日程を調整してください。

なお、定期修理時期が重なり、その時期に集中し検査を行うこととなる鹿島東部コンビナート地区の事業所においては、定期修理が開始される前に日程等調整会議を開催し、定期修理期間中の日程を調整するものとします。

(2) 申請時期

完成検査の日程を調整した後、速やかに申請してください。

(3) 検査手数料

下記(4)の申請書の裏面又は<様式Ⅲ-1>に製造の許可・変更の許可の別、許可に係る処理能力、許可に係る手数料額及び所定の完成検査の手数料額（許可に係る申請手数料額の3/4に相当する金額）を明記し、「茨城県収入証紙」を貼付してください。（証紙に消印をしないでください。）

(4) 申請時の提出書類

完成検査申請書<様式第5>

(5) 提出部数

1部（受付印を押印するので、事業所控えを用意してください。）

2 完成検査事前検査及び留意事項

県は、事業者が完成検査の前に行う自主的な検査（以下「完成検査事前検査」といいます。）の記録の確認を中心に完成検査を行いますので、事業者は次の事項に留意の上、完成検査事前検査を実施し、書類等を準備してください。

(1) 特定変更工事ごとに、該当する技術上の基準の全ての項目について、申請内容と照合し、書類及び現場での作動試験等により確認してください。また、書類、検査の状況及び結果については、保安係員等責任者が確認した上で、完成検査の日に提示できるようにしてください。

(2) 下記3及び4により、完成検査事前検査の結果をまとめてください。また、特定変更工事ごとに完成検査事前検査報告書<様式Ⅲ-2>を表紙とし、責任者が確認してください。

(3) 完成検査事前検査には保安係員等責任者が必ず立ち会い、監督してください。

(4) 完成検査事前検査に当たり、法規集、関係基準、関係通達等を十分活用してください。

(5) 作動試験等は、原則としてプラントを停止させ、安全を確認の上、実施してください。

3 完成検査に必要な書類等

完成検査において以下の書類及び写真を確認するので、提示できるように準備してください。

(1) 書類

- ア 特定設備検査合格証（特定設備基準適合証）及び付属書類（略号「特」）
- イ 認定試験者等試験成績書及び付属書類（略号「認」）
- ウ 高圧ガス設備試験成績証明書及び付属書類（略号「保」）
- エ 委託検査証明書及び付属書類（略号「委」，「完(委)」）
※アからエまでのものについて、以下「認定書等」といいます。
- オ 材料の記録（ミルシート等。認定書等で確認できるものを除きます。）
- カ 肉厚測定，4倍耐圧試験又はひずみ測定の記録（認定書等で確認できるものを除きます。）
- キ 耐圧試験，気密試験の記録（認定書等で確認できるものを除きます。）
- ク 非破壊検査の記録及び当該検査を実施した者の免状（写しで差し支えありません。）
- ケ 圧力計，温度計の試験成績書
- コ 作動試験の記録
例：ガス漏えい検知警報設備，インターロック，緊急遮断装置，接地抵抗値の測定，散水装置等（定期自主検査記録の<別紙>を利用し，結果をまとめたもの等）
- サ その他技術上の基準に適合していることを示すのに必要な成績書，記録等

(2) 写真

完成検査時，県が確認できない以下の施工状況等については，写真により確認するので，次により準備してください。

ア 耐震設計構造物である基礎工事の状況

スケールを当て，表示板に工事名，主要な寸法等を記入し撮影してください。

なお，次の表中に全景とあるものは1枚で差し支えありません。また，同形状のフーチングが複数ある場合等は1枚を寸法等が判断できるように撮影し，残りを全景写真として差し支えありません。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・掘削後（全景）・杭寸法・杭打ち込み後（杭本数）・栗石施工後（全景）・下端筋配筋後（ピッチ・口径・長さ）・上端筋配筋後（ピッチ・口径・長さ）・フーチング等配筋施工後（ピッチ・口径・長さ）・アンカーボルト取り付け後（ボルト長さ・径・緊結状態）・コンクリート出来形（各部寸法） |
|--|

イ 耐震設計構造物以外の高圧ガス設備の基礎

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・下端筋配筋後（ピッチ・口径・長さ）・上端筋配筋後（ピッチ・口径・長さ）・フーチング等配筋施工後（ピッチ・口径・長さ）・アンカーボルト取り付け後（ボルト長さ・径・緊結状態）・コンクリート出来形（各部寸法） |
|--|

ウ 防火壁・障壁・防護壁

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・基礎写真 イに準拠・鉄筋の寸法, ピッチ, 口径 |
|--|

エ 耐圧試験・気密試験の実施状況（認定書等で確認できるものを除きます。）

(ア) プレハブ施工において試験を行う場合は、写真にアイソメ図等を添付し、対象のガス設備の機器番号及び配管番号等を記載してください。

なお、試験圧力を確認するため、圧力計の目盛りが判読できる写真を準備してください。

(イ) 組立状態における試験状況についても、上記(ア)と同様としますが、検査対象が複雑な構造である場合等は、アイソメ図等で試験範囲を提示し、写真は代表的箇所複数及びそれぞれの試験圧力が判読できる写真を準備してください。

なお、現場検査で県が立合うこととなる気密試験範囲の写真は省略することができます。

(ウ) 非破壊検査の実施状況

検査の手順に沿い、写真を準備してください。

(3) その他

完成検査時、現に確認できない事項については、事前に県と協議の上、完成検査事前検査の記録、写真等を提示してください。

4 完成検査時の提出書類

完成検査事前検査の結果等について、以下によりまとめたものを提出してください。

(1) 完成検査事前検査報告書 <様式Ⅲ-2>

以下の書類を添付してください。

ア 技術上の基準に関する事項

<記載例Ⅲ>の写し又は<記載例Ⅲ>を参考に作成したものに検査結果を記入し、保安係員等責任者が押印又は署名したものとしてください。ただし、申請時に「該当なし」、「変更なし」、「適用除外」又は「既存対応」とした項目を削除し、完成検査の対象部分のみとして差し支えありません。

イ 機器一覧表

許可の申請書に添付した機器一覧表の写しの事前検査データ欄に、必要な検査結果等を記入したもの

ウ 現場照合図

許可の申請書に添付したフローシート（P&ID）に、特定設備、KHK検査品及びKHK委託検査品にあつては認定書等の発行番号、大臣認定品にあつては機器番号を記載したもの

エ その他技術上の基準に係る事項で、現場で確認するものを示す図表等

例：電気設備の防爆性能一覧表

(2) 高圧ガス製造施設配管工事等完成報告書<様式Ⅲ-3>

配管の耐震性能評価が必要な場合、次のことに留意し、配管図を作成し提出してください。

ア 施設の増設等変更範囲が大きい場合は、フローシート（P&ID）に対応した色で塗色するか、あるいは高圧ガスの通る部分を「赤色」で、高圧ガス設備以外のガス設備の

- 部分を「緑色」で、移設等に係る部分を「黄色」で塗色してください。
- イ 配管、弁等の一部を変更する等の場合は、工事箇所を「赤色」で塗色するなどして高圧ガス設備の範囲、変更の範囲を明確にしてください。
 - ウ 配管のサポート箇所を明示してください。

5 完成検査の方法

コンビ則別表第3に定められる方法により、原則として、次のとおり現場検査及び書類検査を行います。

(1) 現場検査

技術上の基準に係る項目のうち、以下の項目について確認します。又は、事業者の実施する検査に立ち会い、確認します。

なお、現場検査を実施することにより、関連施設に不具合を生じるおそれがある場合等、以下によることが困難である場合は、検査方法について事前に県と協議してください。

ア 目視検査

- イ 設置（変更）されたガス設備とフローシート（P&ID）との照合（合格書等の発行番号、機器番号との照合を含む。）
- ウ ガス設備の組立状態における気密試験
- エ ガス漏えい検知警報設備の作動試験
- オ 緊急遮断弁の作動試験
- カ 温度上昇防止措置、防消火設備の作動試験
- キ 電気設備の設置場所及び防爆性能の確認
- ク その他現に確認する必要があるもの

(2) 書類検査

技術上の基準に係る項目について、上記3及び4の書類、写真その他記録等により確認します。

6 移設等を伴う場合の完成検査

ガス設備の移設、転用又は再使用をする場合等については、当該設備に係る技術上の基準の確認方法について、原則として次のとおりとするので、検査内容について事前に県と協議してください。

(1) ガス設備を移設する場合

ア 事業所内での移設

耐圧性能、強度及び材料に係る項目で、保安検査等により技術上の基準に適合していることが確認されているものについて、新たに確認することを要しないものとします。

イ 事業所外からの移設（CEを除く）

使用の経歴及び保管状態の記録により確認できる項目に限り、当該記録の確認をもって完成検査とします。

ウ 事業所外からのCEの移設

高圧ガス保安協会が発行する「移設性能検査合格証」で確認できる項目に限り、当該合格証の確認をもって完成検査とします。

(2) ガス設備を転用する場合

ア 事業所内の転用で使用条件が緩くなる場合

耐圧性能、気密性能、強度及び材料に係る項目で、保安検査により技術上の基準に適合していることが確認されているものについては、新たに確認すること要しないものとします。

イ 事業所内の転用で使用条件が厳しくなる場合

当初設置時の認定書等又は完成検査の記録等により証明される内容に限り、当該成績書等の確認をもって完成検査とします。

ウ 事業所外からの転用

使用の経歴及び保管状態の記録により確認できる項目に限り、当該記録の確認をもって完成検査とします。

(3) 機器を再使用する場合

使用の経歴及び保管状態の記録により確認できる項目（耐圧性能、気密性能、強度及び気密性能に係るものを除きます。）に限り、当該記録の確認をもって完成検査とします。

(4) その他

ア 未使用の特定設備であって、特定設備検査合格証（特定設備基準適合証）の交付を受けた日から3年間を経過したものにあっては、当該合格証（適合証）のほか、改めて耐圧試験、気密試験及び肉厚測定を実施した記録を確認します。

イ 未使用の大臣認定品等であって、有効期間（3年間）を経過したものにあっては、認定書等のほか、改めて耐圧試験、気密試験及び肉厚測定を実施した記録を確認します。

7 完成検査の結果に対する措置

(1) 完成検査証の交付

県は、完成検査の結果、製造施設が法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められるとき、完成検査証を交付します。

(2) 検査に不合格の場合の対応

基準に適合しない項目がある場合又は許可の内容と異なる場合は、その内容により、事業者は次のとおり対応するものとします。

ア 製造施設が許可の内容と大幅に異なる場合

改めて許可の申請を行い、許可を受けた後、完成検査を受けるものとします。

イ 製造施設が許可の内容と同じであるが、完成検査に合格するためには、設備等の変更が必要な場合

技術上の基準に適合するよう設備等の変更を行った後、検査日から1か月以内に改善報告書〈様式Ⅲ-4〉を提出し、県はその内容を審査し、基準に適合していることを確認した後、完成検査証を交付するものとします。

ウ 製造施設が許可した内容と同じであるが、完成検査に合格するためには、設備等の変更が必要な場合であって、完成検査中に措置が可能な場合

技術上の基準に適合するよう措置を講じた後、完成検査を継続するものとします。

第3 高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関の完成検査を受ける場合

高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関の完成検査を受ける場合は、以下により対応してください。

1 完成検査の申請及び完成検査の方法

- (1) 検査の日程
高圧ガス保安協会（指定完成検査機関）と調整してください。
- (2) 申請の方法及び提出書類
高圧ガス保安協会（指定完成検査機関）が定めるところによります。
なお、当該完成検査に係る許可（変更許可）申請書の控え（知事の受付印のあるもの）を、高圧ガス保安協会（指定完成検査機関）に提出してください。
- (3) 検査手数料及び納入方法
高圧ガス保安協会（指定完成検査機関）が定めるところによります。
- (4) 完成検査の方法等
高圧ガス保安協会（指定完成検査機関）が定めるところによります。

2 完成検査受検届

高圧ガス保安協会（指定完成検査機関）の完成検査を受け、完成検査証が交付された後、特定製造者は「完成検査受検届書」を知事に提出してください。

- (1) 提出時期
完成検査証が交付された後、当該完成検査に係る設備の使用開始前に提出してください。
- (2) 提出書類
 - ア 高圧ガス保安協会の完成検査を受けた場合
高圧ガス保安協会完成検査受検届書＜様式第7＞
 - イ 指定完成検査機関の完成検査を受けた場合
指定完成検査機関完成検査受検届書＜様式第8＞

第4 認定完成検査実施者が完成検査を行う場合

大臣の認定（法第20条第3項第2号）を受けた認定完成検査実施者は、認定を受けた製造施設の特定変更工事に係る完成検査を自ら行い（以下「自主完成検査」といいます。）、その結果を知事へ届け出ることができます。（法第39条の11第1項）

この届出を行う場合は、以下により対応してください。

なお、認定を受けたときの規程類に当該事項が明記されている場合、それを遵守してください。

1 提出時期

特定変更工事に係る自主完成検査を実施し、技術上の基準に適合していることを確認した後、使用する前に提出してください。

2 提出書類

(1) 完成検査記録届書〈様式第33〉

(2) 検査の記録

次の内容を記載した書面を添付してください。（任意様式とします。）

ア 検査をした特定変更工事の内容

※ 認定完成検査結果報告書の写し等で、検査管理部門の評価を確認できるものとしてください。

イ 特定変更工事の設備ごとの検査の方法、記録及びその結果
技術上の基準に関する事項等

第5 完成検査を要しない変更の工事等

特定変更工事に該当しない施設等の変更の工事，その他完成検査を要しない場合は次のとおりです。

- 1 完成検査を要しない施設等の変更の工事の範囲（コンビ則第17条）
 - (1) ガス設備（耐震設計構造物に係る特定設備を除きます。）の取替え又は設置位置の変更の工事であって，当該設備の処理能力の変更が告示で定める範囲*であるもの。
（高圧ガス設備の取替えは，大臣認定品等への取替えに限り，特定設備の取替えは，特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証の交付を受けているものへの取替えに限ります。）
 - ※ 告示で定める範囲（製造細目告示第12条の14第1項）
変更前の当該処理設備の処理能力の20%以内の増減の範囲
 - (2) 処理能力が1日100Nm³（不活性ガス又は空気にあつては300Nm³）未満の製造設備である製造施設の追加に係る工事であって，他の製造施設とガス設備で接続されていないもので，かつ，他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのないもの。
（耐震設計構造物に係るものを除き，当該設備が特定設備である場合には，特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証の交付を受けているものに限りします。）
- 2 第一種製造者からその製造のための施設の全部又は一部の引渡しを受け，法第5条第1項の許可を受けた場合であって，その第一種製造者が当該製造のための施設につき既に完成検査を受け，第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められ，又は上記第4に記載の検査の記録の届出をした場合（法第20条第2項）
- 3 変更の許可（法第14条第1項）のうち，製造をする高圧ガスの種類又は製造の方法を変更する場合であって，特定変更工事を伴わない場合

様式第5 (第15条関係)		×電算入力確認欄		× 担 当			
		×受付入力日	年			月	日
		×決裁入力日	年			月	日
製造施設完成検査申請書	特 定	× 整 理 番 号					
		× 検 査 結 果					
		× 受 理 年 月 日		年	月	日	
		× 許 可 番 号					
名称 (事業所の名称を含む。)							
事務所 (本社) 所在地							
事業所所在地							
許可年月日及び許可番号		年	月	日	第 号		
完 成 年 月 日							

年 月 日

代表者 氏名

ⓐ

茨城県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連絡先	担当部 課名			
	担当者名			
	電話番号			
		*事業所 番 号	法 人	事業所
			⋮	⋮

<様式Ⅲ-1>

製造・変更許可の別	製造許可・変更許可
許可の処理能力	Nm ³ /D増・増なし
手数料納入金額	許可申請手数料 円 × 3/4 = 円
完成検査申請手数料貼付欄 (茨城県収入証紙)	
注意 (1) 収入証紙は消印しないこと。 (2) 収入証紙の裏面は、全面に糊付けすること。	

<様式Ⅲ-2>

年 月 日

茨城県知事 殿

事業所名

代表者氏名

印

完成検査事前検査報告書

下記の許可に係るこのことについて別添のとおり報告します。

記

許可年月日 : 年 月 日

許可番号 : 消安指令第 号

変更の種類 :

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

<様式Ⅲ-3>

年 月 日

茨城県知事 殿

事業所名

代表者氏名

印

高圧ガス施設配管工事等完成報告書

下記の許可に係る工事は、申請書及び別添図面のとおり完成したので報告します。

記

許可年月日 : 年 月 日

許可番号 : 消安指令第 号

変更の種類 :

完成検査日 : 年 月 日

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

<様式Ⅲ-4>

年 月 日

茨城県知事 殿

事業所名

代表者氏名

印

完成検査の指摘事項に対する改善措置について

年 月 日の完成検査時に指摘された事項について、次のとおり改善したので報告します。

1 改善結果

該当条項 条 項 号	指摘事項	改善内容

注意（１）該当条項には、コンビ則の条項と見出しを記載すること。

（２）指摘事項は、指摘を受けた施設名を記載し、施設毎に横線で区切ること。

（３）改善内容には、改善した日、立ち会い者名、改善結果等を記載すること。

（４）必要に応じて写真、図面等を添付すること。

2 今後の対策（指摘を受けるに至った原因と、今後の具体的対策を記載すること。）

--

様式第7 (第16条関係)		×電算入力確認欄		× 担 当
		×受付入力日	年 月 日	
		×決裁入力日	年 月 日	
高圧ガス保安協会 完成検査受検届書	特 定	×整理番号		
		×受理年月日	年 月 日	
名称 (事業所の名称を含む。)				
事務所 (本社) 所在地				
事業所所在地				
検査を受けた製造施設				
許可年月日及び許可番号		年 月 日	第	号
完成検査証の検査番号		年 月 日	高圧ガス保安協会 第	号
検査を受けた年月日				

年 月 日

代表者 氏名

ⓐ

茨城県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連絡先	担当部課名			
	担当者名			
	電話番号			
		*事業所 番号	法 人	事業所
			⋮	⋮

様式第8 (第16条関係)		×電算入力確認欄		× 担 当	
		×受付入力日	年 月 日		
		×決裁入力日	年 月 日		
指定完成検査機関書 完成検査受検届書	特 定	×整理番号			
		×受理年月日	年	月	日
名称 (事業所の名称を含む。)					
事務所 (本社) 所在地					
事業所所在地					
検査を受けた製造施設					
許可年月日及び許可番号		年 月 日	第	号	
完成検査証の検査番号		年 月 日	指定完成検査機関名	第 号	
検査を受けた年月日					

年 月 日

代表者 氏名

Ⓜ

茨城県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連絡先	担当部 課名			
	担当者名			
	電話番号			

*事業所 番号	法 人	事業所
	⋮	⋮
	⋮	⋮

様式第33 (第49条関係)

		×電算入力確認欄		× 担 当	
		×受付入力日	年 月 日		
		×決裁入力日	年 月 日		
完 成 検 査 記 録 届 書	特 定	× 整 理 番 号			
		×受理年月日	年	月	日
名 称 (事業所の名称を含む。)					
事 務 所 (本 社) 所 在 地					
事 業 所 所 在 地					
変 更 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		年	月	日	第 号
検 査 年 月 日		年	月	日	～ 年 月 日
検 査 結 果 を 確 認 し た 責 任 者					

年 月 日

代表者 氏名

Ⓜ

茨城県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連 絡 先	担 当 部 課 名			
	担 当 者 名			
	電 話 番 号			
		*事業所 番 号	法 人	事 業 所

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

	コンビ則条項	対 応 事 項	確認印																																									
	第5条第1項 第1号 【境界線】 【警戒標】	1 事業所の境界線は（ ）により明示した。 2 警戒標は、外部から明瞭に識別できる大きさと事業所の出入口付近に掲げた。 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">_____箇所</div> 3 製造施設の周囲に警戒標を掲げた。	□																																									
燃	第5条第1項 第2号 【可燃性ガス製造施設の保安距離】 ※緊急遮断装置でブロックされている場合はその区分ごと	可燃性ガスの製造施設は、その処理設備、貯蔵設備（処理能力 52,500 Nm ³ /日以下のポンプ、圧縮機、凝縮器、気化器及び専ら受け入れ、送り出しの設備を除く。）の外側から、最短距離にある保安物件（ ）に対し規定以上の距離を確保した。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 25%;">設備区分</th> <th style="width: 30%;">法定（下記の内最大距離）</th> <th style="width: 40%;">実 際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>製造施設</td> <td>50m 0.480 (KW)^{1/3}= _____ m</td> <td>() から _____ m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可燃性ガス低温貯槽</td> <td>50m 0.480 (KW)^{1/3}= _____ m 第1種設備距離= _____ m</td> <td>() から _____ m</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">ブロック名</th> <th style="width: 15%;">ガス名</th> <th style="width: 10%;">停滞量</th> <th style="width: 10%;">KW値</th> <th style="width: 15%;">法定距離</th> <th style="width: 35%;">実 際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">t</td> <td></td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">m</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">t</td> <td></td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">m</td> </tr> </tbody> </table>	*	設備区分	法定（下記の内最大距離）	実 際		製造施設	50m 0.480 (KW) ^{1/3} = _____ m	() から _____ m		可燃性ガス低温貯槽	50m 0.480 (KW) ^{1/3} = _____ m 第1種設備距離= _____ m	() から _____ m	ブロック名	ガス名	停滞量	KW値	法定距離	実 際			t		m	m			t		m	m	□											
*	設備区分	法定（下記の内最大距離）	実 際																																									
	製造施設	50m 0.480 (KW) ^{1/3} = _____ m	() から _____ m																																									
	可燃性ガス低温貯槽	50m 0.480 (KW) ^{1/3} = _____ m 第1種設備距離= _____ m	() から _____ m																																									
ブロック名	ガス名	停滞量	KW値	法定距離	実 際																																							
		t		m	m																																							
		t		m	m																																							
燃	第5条第1項 第3号 【可燃性ガス製造施設の保安距離の読み替え】 ※緊急遮断装置でブロックされている場合はその区分ごと	次の可燃性ガスの製造施設は、その処理設備、貯蔵設備の外側から、保安物件等に対し、規定以上の距離を確保した。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 25%;">設 備 区 分</th> <th style="width: 30%;">法定距離</th> <th style="width: 40%;">実 際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>既設製造施設（防護壁有）</td> <td>50m 0.290 (KW)^{1/3}= _____ m</td> <td>() から _____ m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>新設製造施設</td> <td>50m 0,576 (KW)^{1/3}= _____ m</td> <td>() から _____ m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>新設貯槽（防護壁有）</td> <td>50m 0.348 (KW)^{1/3}= _____ m</td> <td>() から _____ m</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="2">埋設可燃性液化ガス貯槽</td> <td>LNG 50m 0.177 (KW)^{1/3}= _____ m</td> <td>() から _____ m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>LPG 50m 0.240 (KW)^{1/3}= _____ m</td> <td>() から _____ m</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">ブロック名</th> <th style="width: 15%;">ガス名</th> <th style="width: 10%;">停滞量</th> <th style="width: 10%;">KW値</th> <th style="width: 15%;">法定距離</th> <th style="width: 35%;">実 際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">t</td> <td></td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">m</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">t</td> <td></td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">m</td> </tr> </tbody> </table>	*	設 備 区 分	法定距離	実 際		既設製造施設（防護壁有）	50m 0.290 (KW) ^{1/3} = _____ m	() から _____ m		新設製造施設	50m 0,576 (KW) ^{1/3} = _____ m	() から _____ m		新設貯槽（防護壁有）	50m 0.348 (KW) ^{1/3} = _____ m	() から _____ m		埋設可燃性液化ガス貯槽	LNG 50m 0.177 (KW) ^{1/3} = _____ m	() から _____ m		LPG 50m 0.240 (KW) ^{1/3} = _____ m	() から _____ m	ブロック名	ガス名	停滞量	KW値	法定距離	実 際			t		m	m			t		m	m	□
*	設 備 区 分	法定距離	実 際																																									
	既設製造施設（防護壁有）	50m 0.290 (KW) ^{1/3} = _____ m	() から _____ m																																									
	新設製造施設	50m 0,576 (KW) ^{1/3} = _____ m	() から _____ m																																									
	新設貯槽（防護壁有）	50m 0.348 (KW) ^{1/3} = _____ m	() から _____ m																																									
	埋設可燃性液化ガス貯槽	LNG 50m 0.177 (KW) ^{1/3} = _____ m	() から _____ m																																									
		LPG 50m 0.240 (KW) ^{1/3} = _____ m	() から _____ m																																									
ブロック名	ガス名	停滞量	KW値	法定距離	実 際																																							
		t		m	m																																							
		t		m	m																																							

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

燃 毒	第5条第1項 第8号 【事業所境界線 までの距離】	1 製造設備(可燃性ガス、毒性ガス以外の製造設備を除く。)の外面から隣接事業所()に係る当該製造事業所境界線に対し、20m以上の距離を確保した。 <div style="text-align: right;">実際 : _____ m</div> 2 20mに満たない場合、次のいずれかの条件を満足している。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%; text-align: center;">*</th> <th style="text-align: center;">除外される条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td>燃焼熱量が14.2 GJ以上の貯蔵設備、処理設備以外の可燃性ガスの製造設備</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td>専ら受け入れ、送り出しのための設備で、保安物件等までの距離が一般則又は液石則の規定以上の距離を有するもの</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td>隣接事業所との保安管理が一体的に行われ、その高圧ガス設備に対し、30m以上の距離を有する設備</td> </tr> </tbody> </table>	*	除外される条件		燃焼熱量が14.2 GJ以上の貯蔵設備、処理設備以外の可燃性ガスの製造設備		専ら受け入れ、送り出しのための設備で、保安物件等までの距離が一般則又は液石則の規定以上の距離を有するもの		隣接事業所との保安管理が一体的に行われ、その高圧ガス設備に対し、30m以上の距離を有する設備	□
*	除外される条件										
	燃焼熱量が14.2 GJ以上の貯蔵設備、処理設備以外の可燃性ガスの製造設備										
	専ら受け入れ、送り出しのための設備で、保安物件等までの距離が一般則又は液石則の規定以上の距離を有するもの										
	隣接事業所との保安管理が一体的に行われ、その高圧ガス設備に対し、30m以上の距離を有する設備										
	第5条第1項 第9号 【保安区画】	1 通路、空地等により区画されている区域であって高圧ガス設備が設置されているものは、保安区画に区分した。 <div style="text-align: right;">保安区画数 : _____ 区画</div> 2 保安区画の面積は20,000m ² 以下とした。	□								
燃	第5条第1項 第10号 【保安区画内の 高圧ガス設備】	保安区画内の高圧ガス設備(配管を除き、当該高圧ガス設備と同一の製造施設に属する可燃性ガスのガス設備を含む。)は、次のとおり、基準に適合するものとした。 (1)保安区画の外面から、隣接する保安区画内の高圧ガス設備に対し、30m以上の距離 <div style="text-align: right;">実際 : _____ m</div> (2)燃焼熱量の数値は、2.5 TJ以下 <div style="text-align: right;">実際 : _____ TJ</div>	□								
燃	第5条第1項 第11号 【設備間距離】	特定液化石油ガスを除く可燃性ガスの製造設備の高圧ガス設備(他の高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除く。)は、当該製造設備以外の次の設備(導配管を除く。)に対し、規定以上の距離を確保した。 (1)可燃性ガスの高圧ガス設備に対し5m以上 <div style="text-align: right;">実際 : _____ m</div> (2)酸素の高圧ガス設備に対し10m以上 <div style="text-align: right;">実際 : _____ m</div>	□								
燃	第5条第1項 第12号 【可燃性ガス 貯槽の高圧 ガス設備に 対する距離】	可燃性ガスの貯槽(燃焼熱量が50.2 GJ以上となる貯蔵能力を有するもの)は、次の設備に対し、30m以上の距離を確保した。 (1)燃焼熱量が50.2 GJ以上となる高圧ガス設備 <div style="text-align: right;">実際 : _____ m</div> (2)処理能力が200,000 m ³ 以上の圧縮機(当該貯槽の冷却のために用いるものを除く。) <div style="text-align: right;">実際 : _____ m</div>	□								

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

燃	第5条第1項 第13号 【設備間距離】	1 可燃性ガスの貯槽（貯蔵能力が300m ³ 又は3 t以上のものに限る。）は、その外面から他の可燃性ガス、酸素の貯槽に対し、1 m又は最大直径の和の1/4のいずれか大なる距離を確保した。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">貯 槽 名</th> <th style="width: 20%;">法定距離</th> <th style="width: 30%;">実 際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>() と ()</td> <td style="text-align: center;">_____ m</td> <td style="text-align: center;">_____ m</td> </tr> <tr> <td>() と ()</td> <td style="text-align: center;">_____ m</td> <td style="text-align: center;">_____ m</td> </tr> </tbody> </table> 2 規定距離を満足しない既存製造設備に係る貯槽については、一般則又は液石則に定められる水噴霧装置等を設置し、規定の放射水量等を確保した。 貯槽の最大直径の和の1/4に満たない場合にあつては、規定の数量以上の能力を確保した。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">貯 槽 名</th> <th style="width: 10%;">断熱構造区分</th> <th style="width: 20%;">水噴霧装置等</th> <th style="width: 20%;">法定水量等</th> <th style="width: 35%;">実 際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>[水噴霧・散水]</td> <td style="text-align: center;">L/(min・m²)</td> <td style="text-align: center;">L/(min・m²)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>[水噴霧・散水]</td> <td style="text-align: center;">L/(min・m²)</td> <td style="text-align: center;">L/(min・m²)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>消火栓</td> <td style="text-align: center;">1個/_____ m²</td> <td style="text-align: center;">1個/_____ m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>消火栓</td> <td style="text-align: center;">1個/_____ m²</td> <td style="text-align: center;">1個/_____ m²</td> </tr> </tbody> </table> 3 水噴霧装置等の操作位置は、当該貯槽の外面から15m以上離れた安全な位置とした。 実際：_____ m	貯 槽 名	法定距離	実 際	() と ()	_____ m	_____ m	() と ()	_____ m	_____ m	貯 槽 名	断熱構造区分	水噴霧装置等	法定水量等	実 際			[水噴霧・散水]	L/(min・m ²)	L/(min・m ²)			[水噴霧・散水]	L/(min・m ²)	L/(min・m ²)			消火栓	1個/_____ m ²	1個/_____ m ²			消火栓	1個/_____ m ²	1個/_____ m ²	□
貯 槽 名	法定距離	実 際																																			
() と ()	_____ m	_____ m																																			
() と ()	_____ m	_____ m																																			
貯 槽 名	断熱構造区分	水噴霧装置等	法定水量等	実 際																																	
		[水噴霧・散水]	L/(min・m ²)	L/(min・m ²)																																	
		[水噴霧・散水]	L/(min・m ²)	L/(min・m ²)																																	
		消火栓	1個/_____ m ²	1個/_____ m ²																																	
		消火栓	1個/_____ m ²	1個/_____ m ²																																	
燃 特 不	第5条第1項 第14号 【火気取扱施設までの距離】	1 可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備は、その外面から火気を取り扱う施設まで、8m以上の距離を確保した。 () から () まで 実際：_____ m 2 規定距離に満たないものは、下記のいずれかの措置を講じた。 (1) 高さ2m以上の [防火壁・障壁] による迂回水平距離(8m以上)の確保 実際：_____ m (2) 火気を使用する場所が不燃性の建物の場合、8m以内にある当該建物の開口部を防火戸、又は網入ガラスにより閉鎖 (3) 可燃性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置	□																																		
燃 毒 酸 素	第5条第1項 第15号 【気密な構造】	可燃性ガス、毒性ガス及び酸素のガス設備（高圧ガス設備及び空気取入口を除く。）は、気密な構造とした。（試験結果は、機器一覧表のとおり。）	□																																		

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

<p>第5条第1項 第16号</p> <p>【材 料】</p>	<p>1 ガス設備（可燃性ガス、毒性ガス及び酸素以外のガスにあっては高压ガス設備に限る。）に使用する材料は、ガスの種類、性状、温度、圧力等に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的的成分及び機械的性質を有するものとした。（機器一覧表のとおり。）</p> <p>2 特定設備に使用する材料は、特定則第11条及び第36条の規定若しくは第51条の規定によるもの（特定設備検査合格証の交付を受けたもの）とした。</p> <p>（冷凍則を準用する場合）</p> <p>3 製造設備の冷却の用に供する冷凍設備（間接冷却式の冷凍設備の本体及び本体に取り付けられたブラインの第一継手の範囲。以下第17号から第19号までにおいて同じ。）に使用する材質は、冷凍則第64条第1項イの規定に基づくものとした。</p>	<p>□</p>
<p>第5条第1項 第17号</p> <p>【耐圧性能】</p>	<p>1 高压ガス設備は、水その他の安全な液体を使用する常用の圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験（液体を使用することが困難である場合には、空気、窒素等の気体を使用する常用の圧力の1.25倍以上の圧力で行う耐圧試験）（試験結果は、機器一覧表のとおり。）又は大臣が適切であると認める者が行う耐圧試験に合格したものとした。</p> <p>2 特定設備は、特定則に定められる耐圧試験に合格したもの（特定設備検査合格証の交付を受けたもの）とした。</p> <p>（冷凍則を準用する場合）</p> <p>3 製造設備の冷却の用に供する冷凍設備は、冷凍則第7条第1項第6号に定められる耐圧試験に合格したものとした。</p>	<p>□</p>
<p>第5条第1項 第18号</p> <p>【気密性能】</p>	<p>1 高压ガス設備は、常用の圧力以上で行う気密試験（試験結果は、機器一覧表のとおり。）又は大臣が適切であると認める者が行う気密試験に合格したものとした。</p> <p>2 特定設備は、特定則に定められる気密試験に合格したもの（特定設備検査合格証の交付を受けたもの）とした。</p> <p>（冷凍則を準用する場合）</p> <p>3 製造設備の冷却の用に供する冷凍設備は、冷凍則第7条第1項第6号に定められる耐圧試験に合格したものとした。</p>	<p>□</p>
<p>第5条第1項 第19号</p> <p>【強 度】</p>	<p>1 高压ガス設備は、常用の圧力又は常用の温度で発生する最大の応力に対し十分な強度（測定結果等は、機器一覧表のとおり。）又は大臣が認める者が製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有するものとした。</p> <p>2 特定設備の強度は、特定則第12条又は第51条の規定によるもの（特定設備検査合格証の交付を受けたもの）とした。</p> <p>（冷凍則を準用する場合）</p> <p>3 製造設備の冷却の用に供する冷凍設備に使用する材質は、冷凍則第64条第1項ロの規定によるものとした。</p>	<p>□</p>

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

<p>第5条第1項 第20号</p> <p>【温度計】 【常用の温度の範囲に 戻す措置】</p>	<p>1 高压ガス設備には、大臣が定めるところにより温度計を設置した。 (特殊反応設備及び特定液化石油ガスの高压ガス設備を除く。) 設置数：_____基</p> <p>2 常用の温度を超えた場合に、直ちに常用の温度の範囲内に戻すことができる措置を講じた。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">対象設備</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">常用の温度の範囲内に戻す措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象設備	常用の温度の範囲内に戻す措置			<input type="checkbox"/>								
対象設備	常用の温度の範囲内に戻す措置													
<p>第5条第1項 第21号</p> <p>【圧力計】 【安全装置】</p>	<p>1 高压ガス設備には、大臣が定めるところにより、圧力計を設置した。 設置数：_____基</p> <p>2 当該設備内の圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちに許容圧力以下に戻すことができる安全装置を設けた。 安全弁 設置数：_____基 その他の安全装置()設置数：_____基</p>	<input type="checkbox"/>												
<p>燃 毒 杯</p> <p>第5条第1項 第22号</p> <p>【放出管】</p>	<p>1 前号の規定で設けた安全装置(不活性ガス(特定不活性ガスを除く。))又は空気に係る高压ガス設備に設けたものを除く。)のうち、安全弁・破裂板には放出管を設けた。</p> <p>2 放出管開口部の位置は、次の基準によるものとした。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%; text-align: center;">*</th> <th style="width: 35%; text-align: center;">設置場所</th> <th style="width: 60%; text-align: center;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">*</td> <td style="text-align: center;">可燃性ガスの貯槽</td> <td style="text-align: center;">[地盤面から5m、貯槽頂部から2m]以上の高さであって、周囲に着火源等のない安全な位置 実際の高さ：_____m</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">毒性ガスの高压ガス設備、貯蔵設備等</td> <td style="text-align: center;">除害のための設備内</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">その他の設備</td> <td style="text-align: center;">近接する建築物、工作物の高さ以上の高さで、周囲に着火源等のない安全な位置</td> </tr> </tbody> </table>	*	設置場所	基準	*	可燃性ガスの貯槽	[地盤面から5m、貯槽頂部から2m]以上の高さであって、周囲に着火源等のない安全な位置 実際の高さ：_____m		毒性ガスの高压ガス設備、貯蔵設備等	除害のための設備内		その他の設備	近接する建築物、工作物の高さ以上の高さで、周囲に着火源等のない安全な位置	<input type="checkbox"/>
*	設置場所	基準												
*	可燃性ガスの貯槽	[地盤面から5m、貯槽頂部から2m]以上の高さであって、周囲に着火源等のない安全な位置 実際の高さ：_____m												
	毒性ガスの高压ガス設備、貯蔵設備等	除害のための設備内												
	その他の設備	近接する建築物、工作物の高さ以上の高さで、周囲に着火源等のない安全な位置												
<p>第5条第1項 第23号</p> <p>【基礎】</p>	<p>1 地盤の許容支持力度が高压ガス設備(内容物を含む)及び基礎による単位面積当たりの荷重以上となるように施工した。</p> <p>2 貯槽(100m³又は1t以上のものに限る。)の支柱又は底部若しくは架台は、同一の基礎にアンカーボルト等により緊結した。</p>	<input type="checkbox"/>												
<p>第5条第1項 第24号</p> <p>【耐震設計構造】</p>	<p>1 耐震設計構造物([塔・貯槽・配管]並びにそれらの支持構造物及び基礎)は、地震の影響に対して安全な構造とした。</p> <p>2 上記1のうち、特定設備は特定設備検査合格証の交付を受けたものとした。</p> <p style="margin-top: 10px;">重要度Ⅰa、Ⅰの設備数：貯槽：_____基 塔：_____基 重要度Ⅱ、Ⅲの設備数：貯槽：_____基 塔：_____基</p>	<input type="checkbox"/>												

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

	第5条第1項 第33号 【液面計】	1 液化ガスの貯槽には、液面計を設置した。 2 ガラス液面計には、破損を防止するための措置を講じた。 3 可燃性ガス、毒性ガス及び特定不活性ガスの貯槽とガラス液面計とを接続する配管には、自動式及び手動式の止め弁を設置した。	□												
燃	第5条第1項 第34号 【負圧防止措置】	可燃性ガス低温貯槽には、圧力計、圧力警報設備及び〔真空安全弁・均圧管・圧力連動冷凍制御設備・圧力連動送液設備〕を設けた。	□												
燃 毒 酸素	第5条第1項 第35号 【流出防止措置】	1 500t以上の可燃性ガス、5t以上の毒性ガス又は1000t以上の酸素の液化ガスの貯槽には、防液堤又はこれと同等以上の効果のある施設()を設置した。 2 集合防液堤には、間仕切りを設けた。間仕切り高さ：_____m 3 防液堤の容量を規定以上とし、階段等を規定数以上設けた。 防液堤の容量 法定：_____m ³ 実際：_____m ³ 防液堤の高さ : _____m 防液堤の外周長：_____m 階段の設置数 : _____箇所	□												
	第5条第1項 第36号 【防液堤内外の設置制限】	防液堤の内側及び外面から規定の距離以内には、大臣が定めるもの以外の設備、施設を設置していない。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%; text-align: center;">*</th> <th style="width: 60%;">貯槽の種類</th> <th style="width: 35%;">外面からの距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1000t以上の可燃性ガス、酸素の貯槽</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1000t未満の可燃性ガスの貯槽</td> <td>8m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>毒性ガスの貯槽</td> <td>大臣が定める距離 L() : _____m</td> </tr> </tbody> </table>	*	貯槽の種類	外面からの距離		1000t以上の可燃性ガス、酸素の貯槽	10m		1000t未満の可燃性ガスの貯槽	8m		毒性ガスの貯槽	大臣が定める距離 L() : _____m	□
*	貯槽の種類	外面からの距離													
	1000t以上の可燃性ガス、酸素の貯槽	10m													
	1000t未満の可燃性ガスの貯槽	8m													
	毒性ガスの貯槽	大臣が定める距離 L() : _____m													
	第5条第1項 第37号 【貯槽の埋設】	特定液化石油ガスの貯槽で大臣が指定するものは、地盤面下に埋設した。	□												
	第5条第1項 第38号 【埋設貯槽】	1 地盤面下に埋設する特定液化石油ガスの貯槽は、貯槽室に設置し、必要な措置を講じた。貯槽室に設置しない場合は、腐食防止措置を講じた貯槽を地盤面に固定し、かつ、重量物の荷重に耐える措置を講じた。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%; text-align: center;">*</th> <th style="width: 95%;">方 式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>貯槽の周囲に乾燥砂を詰める方式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貯槽を水没させる方式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貯槽室内を強制換気する方式</td> </tr> </tbody> </table> 2 地盤面と貯槽頂部との距離は、0.6m以上確保した。実際：_____m 3 二以上隣接して設置する貯槽の相互間は1m以上の間隔とした。 実際：_____m	*	方 式		貯槽の周囲に乾燥砂を詰める方式		貯槽を水没させる方式		貯槽室内を強制換気する方式	□				
*	方 式														
	貯槽の周囲に乾燥砂を詰める方式														
	貯槽を水没させる方式														
	貯槽室内を強制換気する方式														

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

	第5条第1項 第39号 【埋設貯槽】	1 貯槽の地盤面下部分は、[下地処理錆止め・アスファルトプライマ・アスファルトルーフィング]等の腐食防止措置を講じた。 2 電気防食貯槽にあつては、防食電位を-770mV以下とした。 実際：_____mV	□										
	第5条第1項 第40号 【置換措置】	1 アルシン等(ガス名：_____)の製造設備(当該ガスの通る部分に限る。)には、その内部のガスを[不活性ガス(特定不活性ガスを除く。以下この号において同じ。)により置換・真空排気]できる構造とした。 2 アルシン等のうちの一種類のガスの配管内に不活性ガスを供給する配管は、他の種類のガスその他流体(当該一種類のガスと相互に反応することにより災害の発生するおそれがあるものに限る。)に係る不活性ガスの供給配管と系統を別にした。 [相互に反応するガス] (_____)と(_____)	□										
毒	第5条第1項 第41号 【接合】	1 毒性ガスのガス設備に係る配管、管継手及びバルブの接合は溶接によるものとした。 2 溶接が適当でない場合は、保安上必要な強度等を有するフランジ接合又はねじ接合とした。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">*</td> <td style="text-align: center;">フランジ・ねじ接合継手による接合箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>しばしば分解して、清掃、点検、修理をしなければならない箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特に腐食が起りやすいことにより、当該部分をしばしば点検又は交換する必要がある箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>定期的に分解して内部の清掃、点検、修理をしなければならない反応器、塔槽、熱交換器又は回転機械と接合する箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>修理、清掃又は点検時に仕切板の挿入を必要とする箇所又は伸縮継手の接合箇所</td> </tr> </table> フランジ接合：_____箇所 ねじ接合：_____箇所	*	フランジ・ねじ接合継手による接合箇所		しばしば分解して、清掃、点検、修理をしなければならない箇所		特に腐食が起りやすいことにより、当該部分をしばしば点検又は交換する必要がある箇所		定期的に分解して内部の清掃、点検、修理をしなければならない反応器、塔槽、熱交換器又は回転機械と接合する箇所		修理、清掃又は点検時に仕切板の挿入を必要とする箇所又は伸縮継手の接合箇所	□
*	フランジ・ねじ接合継手による接合箇所												
	しばしば分解して、清掃、点検、修理をしなければならない箇所												
	特に腐食が起りやすいことにより、当該部分をしばしば点検又は交換する必要がある箇所												
	定期的に分解して内部の清掃、点検、修理をしなければならない反応器、塔槽、熱交換器又は回転機械と接合する箇所												
	修理、清掃又は点検時に仕切板の挿入を必要とする箇所又は伸縮継手の接合箇所												
毒	第5条第1項 第42号 【二重管】	1 毒性ガス設備に係る配管は、配管内の滞留ガス量に対応する保安物件までの距離が不足する部分を二重管とした。 第一種設備距離 法定_____m 実際：_____m 第二種設備距離 法定_____m 実際：_____m 2 二重管の外層管は、その内径が内層管の外径の1.2倍以上であり、材料・強度は基準に適合するものとした。 3 内層管と外層管との間には、ガス漏えいを検知警報する措置を講じた。	□										
燃 毒 酸 素	第5条第1項 第43号 【貯槽のバルブ】	可燃性ガス、毒性ガス及び酸素の貯槽(加圧蒸発器付き低温貯槽であつて、当該貯槽に係る配管の当該貯槽の直近の部分にバルブを設置しているものを除く。)に取り付けた配管(当該ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるもの)に限り、かつ、貯槽と配管との接続部を含む。)には、貯槽の直近にバルブ(使用時以外は閉鎖)を設けるほか、1以上のバルブ(次号の規定により設置するバルブを除く)を設けた。	□										

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

燃 毒 酸 素	第5条第1項 第44号 【緊急遮断措置】 (貯槽配管)	1 可燃性ガス、毒性ガス、酸素の液化ガスの貯槽（内容積 5,000 L未満のものを除く。）の配管（当該ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限り、かつ、貯槽と配管との接続部を含む。）には、液化ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置（緊急遮断装置）を講じた。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 55%;">貯槽の種類</th> <th style="width: 40%;">対象貯槽名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>可燃性ガス</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>毒性ガス</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>酸素の貯槽</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 2 操作位置は、当該貯槽から 10m以上離れた位置とした。 <div style="text-align: right;"> 実際： _____ m </div>	*	貯槽の種類	対象貯槽名		可燃性ガス			毒性ガス			酸素の貯槽		□
*	貯槽の種類	対象貯槽名													
	可燃性ガス														
	毒性ガス														
	酸素の貯槽														
	第5条第1項 第45号 【バルブ等の操作のための措置】	製造設備に設けたバルブ等には、作業員が当該バルブ等（操作ボタン等により開閉する場合にあっては、当該操作ボタン等）、適切に操作できるように次の措置を講じた。 (1) バルブ等に名称・番号等を明記した標示をするとともに、当該バルブの開閉方向を明示した。 (2) バルブ等（操作ボタンにより開閉するものを除く。）に係る配管には、内部の流体を名称又は塗色で示すと共に、流れ方向を表示した。 (3) 特に保安上重大な影響を与えるバルブ等には、開閉状態を明示する機能を取り付け、安全弁の元弁その他通常使用しないバルブ等には、施錠、封印等の措置を講じた。 (4) バルブ等を確実に操作するための足場を設けた。 (5) バルブ等の操作に必要な照度を確保した。	□												

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

毒	第5条第1項 第46号 【除害措置】	1 毒性ガスの種類及び設備の状況に応じ、適切な拡散防止並びに除害措置を講じた。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 85%;">拡散防止措置及び除害措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">拡散防止措置</td> <td></td> <td>水等による希釈，ガスの蒸気圧低下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>安全な場所への移送</td> </tr> <tr> <td></td> <td>吸着剤，吸収剤，中和剤等で蒸発気化を抑える</td> </tr> <tr> <td></td> <td>基準に適合した建物で覆う(※)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>障壁，局所排気による拡散防止</td> </tr> <tr> <td></td> <td>吸収，中和，吸着，移送，燃焼による拡散防止</td> </tr> <tr> <td></td> <td>集液溝，防液堤によるガスの流出防止</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">除害措置</td> <td></td> <td>アルシン等にあつては，常時吸引による拡散防止</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水，吸収剤，中和剤等による吸収又は中和</td> </tr> <tr> <td></td> <td>吸着剤による吸着除去</td> </tr> <tr> <td></td> <td>集液溝等に回収し，安全な製造設備への返送</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃焼設備で安全に燃焼（アンモニア，シアン化水素に限る）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>アルシン等にあつては，規定に適合する方式</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 40px;">拡散防止措置：塩素，ホスゲンの貯槽にあつては(※)による。</p> 2 毒性ガス（アルシン等を除く。）の種類及び設備の状況に応じ、適切な [除害剤散布装置・散水装置・ガスを吸引し除害剤と接触させる装置] を設置した。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 45%;">ガスの種類</th> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 45%;">ガスの種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>塩素</td> <td></td> <td>亜硫酸ガス</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ホスゲン</td> <td></td> <td>アンモニア</td> </tr> <tr> <td></td> <td>硫化水素</td> <td></td> <td>酸化エチレン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>シアン化水素</td> <td></td> <td>クロルメチル</td> </tr> </tbody> </table> 3 アルシン等（ガス名： ）の除害のための設備は、通常時及び緊急時に適切に対応できる性能を有するものとした。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 45%;">除害剤の種類</th> <th colspan="2" style="width: 55%;">除害剤の数量</th> </tr> <tr> <th style="width: 27.5%;">法定</th> <th style="width: 27.5%;">計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 4 毒性ガス（アルシン等を除く。）の種類等に応じて次の除害剤を規定数量以上保有した。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">保護具の種類</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">数量</th> <th rowspan="2" style="width: 30%;">保護具の種類</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">数量</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">法定</th> <th style="width: 10%;">実際</th> <th style="width: 10%;">法定</th> <th style="width: 10%;">実際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空気呼吸器</td> <td style="text-align: center;">__個</td> <td style="text-align: center;">__個</td> <td>隔膜式 防毒マスク</td> <td style="text-align: center;">__個</td> <td style="text-align: center;">__個</td> </tr> <tr> <td>送気マスク</td> <td style="text-align: center;">__個</td> <td style="text-align: center;">__個</td> <td>保護手袋及び 長靴</td> <td style="text-align: center;">__個</td> <td style="text-align: center;">__個</td> </tr> <tr> <td>酸素呼吸器</td> <td style="text-align: center;">__個</td> <td style="text-align: center;">__個</td> <td>保護衣</td> <td style="text-align: center;">__個</td> <td style="text-align: center;">__個</td> </tr> </tbody> </table> 5 規定数量以上の保護具を適切な場所（ ）に常備した。	区分	*	拡散防止措置及び除害措置	拡散防止措置		水等による希釈，ガスの蒸気圧低下		安全な場所への移送		吸着剤，吸収剤，中和剤等で蒸発気化を抑える		基準に適合した建物で覆う(※)		障壁，局所排気による拡散防止		吸収，中和，吸着，移送，燃焼による拡散防止		集液溝，防液堤によるガスの流出防止	除害措置		アルシン等にあつては，常時吸引による拡散防止		水，吸収剤，中和剤等による吸収又は中和		吸着剤による吸着除去		集液溝等に回収し，安全な製造設備への返送		燃焼設備で安全に燃焼（アンモニア，シアン化水素に限る）		アルシン等にあつては，規定に適合する方式	*	ガスの種類	*	ガスの種類		塩素		亜硫酸ガス		ホスゲン		アンモニア		硫化水素		酸化エチレン		シアン化水素		クロルメチル	除害剤の種類	除害剤の数量		法定	計画				保護具の種類	数量		保護具の種類	数量		法定	実際	法定	実際	空気呼吸器	__個	__個	隔膜式 防毒マスク	__個	__個	送気マスク	__個	__個	保護手袋及び 長靴	__個	__個	酸素呼吸器	__個	__個	保護衣	__個	__個	□
区分	*	拡散防止措置及び除害措置																																																																																								
拡散防止措置		水等による希釈，ガスの蒸気圧低下																																																																																								
		安全な場所への移送																																																																																								
		吸着剤，吸収剤，中和剤等で蒸発気化を抑える																																																																																								
		基準に適合した建物で覆う(※)																																																																																								
		障壁，局所排気による拡散防止																																																																																								
		吸収，中和，吸着，移送，燃焼による拡散防止																																																																																								
		集液溝，防液堤によるガスの流出防止																																																																																								
除害措置		アルシン等にあつては，常時吸引による拡散防止																																																																																								
		水，吸収剤，中和剤等による吸収又は中和																																																																																								
		吸着剤による吸着除去																																																																																								
		集液溝等に回収し，安全な製造設備への返送																																																																																								
		燃焼設備で安全に燃焼（アンモニア，シアン化水素に限る）																																																																																								
	アルシン等にあつては，規定に適合する方式																																																																																									
*	ガスの種類	*	ガスの種類																																																																																							
	塩素		亜硫酸ガス																																																																																							
	ホスゲン		アンモニア																																																																																							
	硫化水素		酸化エチレン																																																																																							
	シアン化水素		クロルメチル																																																																																							
除害剤の種類	除害剤の数量																																																																																									
	法定	計画																																																																																								
保護具の種類	数量		保護具の種類	数量																																																																																						
	法定	実際		法定	実際																																																																																					
空気呼吸器	__個	__個	隔膜式 防毒マスク	__個	__個																																																																																					
送気マスク	__個	__個	保護手袋及び 長靴	__個	__個																																																																																					
酸素呼吸器	__個	__個	保護衣	__個	__個																																																																																					

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

燃 特 杯	第5条第1項 第47号 【静電気除去措置】	1 可燃性ガス及び特定不活性ガスの製造設備等は、規定どおり確実に接地した。 2 接地抵抗は、総合100Ω（避雷設備を設けたものは10Ω）以下とした。 実際： _____ Ω	□																																																																													
燃	第5条第1項 第48号 【電気設備】	可燃性ガス（アンモニア及びブロムメチルを除く。）の高圧ガス製造設備に係る電気設備は、その設置場所及び当該ガスの種類に応じた防爆性能を有するものとした。	□																																																																													
燃 毒	第5条第1項 第49号 【インターロック】	可燃性ガス若しくは毒性ガスの製造設備又はこれらの製造設備に係る計装回路には、高圧ガスの種類、温度、圧力等に応じ、保安上重要な箇所に誤操作防止又は異常運転に対し、自動的に原材料の供給を遮断する等の機構を設けた。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> インターロック機構の概略 </div>	□																																																																													
	第5条第1項 第50号 【保安電力等】	1 対象設備に対し、停電等により当該設備の機能が失われることのないよう保安電力等の措置を講じた。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">* 設備</th> <th style="text-align: center;">保安電力等 買電</th> <th style="text-align: center;">自家 発電</th> <th style="text-align: center;">蓄電池 装置</th> <th style="text-align: center;">エンジン 駆動発電</th> <th style="text-align: center;">スチーム タービン 駆動発電</th> <th style="text-align: center;">空気又は 窒素ため</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動制御装置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急遮断装置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>散水装置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>防消火設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>冷却水ポンプ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>水噴霧装置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>毒性ガス 除害設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>非常照明設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>ガス漏えい 検知警報設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>通報設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> 2 上記設備のうち、通常電池を使用するものにあつては、常時使用できる予備電池を保有するか、充電式電池のものとした。	* 設備	保安電力等 買電	自家 発電	蓄電池 装置	エンジン 駆動発電	スチーム タービン 駆動発電	空気又は 窒素ため	自動制御装置				—	—		緊急遮断装置				—	—		散水装置						—	防消火設備						—	冷却水ポンプ						—	水噴霧装置						—	毒性ガス 除害設備						—	非常照明設備						—	ガス漏えい 検知警報設備						—	通報設備						—	□
* 設備	保安電力等 買電	自家 発電	蓄電池 装置	エンジン 駆動発電	スチーム タービン 駆動発電	空気又は 窒素ため																																																																										
自動制御装置				—	—																																																																											
緊急遮断装置				—	—																																																																											
散水装置						—																																																																										
防消火設備						—																																																																										
冷却水ポンプ						—																																																																										
水噴霧装置						—																																																																										
毒性ガス 除害設備						—																																																																										
非常照明設備						—																																																																										
ガス漏えい 検知警報設備						—																																																																										
通報設備						—																																																																										

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

燃 酸 素 特 不	第5条第1項 第51号 【滞留しない構造】	可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備を設置する室は、ガスが漏えいした場合、滞留しない構造とした。 (ガス名：) の対空気比重 () <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 20%;">ガスの比重</th> <th style="width: 75%;">構 造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1 ></td> <td>十分な面積を有した開口部を2方向以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1 <</td> <td>床面に開口部が接している上記のもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1 ></td> <td>換気装置を設置</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1 <</td> <td>吸引口を床面近くに設置した換気装置</td> </tr> </tbody> </table>	*	ガスの比重	構 造		1 >	十分な面積を有した開口部を2方向以上		1 <	床面に開口部が接している上記のもの		1 >	換気装置を設置		1 <	吸引口を床面近くに設置した換気装置	□																				
*	ガスの比重	構 造																																				
	1 >	十分な面積を有した開口部を2方向以上																																				
	1 <	床面に開口部が接している上記のもの																																				
	1 >	換気装置を設置																																				
	1 <	吸引口を床面近くに設置した換気装置																																				
毒	第5条第1項 第52号 【識別措置】 【危険標識】	1 毒性ガスの製造施設である旨を容易に識別できる識別標識を当該製造施設の区画の見やすい場所に掲げた。 2 毒性ガスの漏えいしやすい箇所には、危険標識を掲げた。	□																																			
燃 毒 特 不	第5条第1項 第53号 【ガス漏えい 検知警報設備】	1 ガス漏えい検知警報設備の検出部の設置場所並びに設置数は、適切なものとした。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 25%;">設置場所</th> <th style="width: 25%;">設置基準・法定数</th> <th style="width: 10%;">___ 個</th> <th style="width: 35%;">実際 ___ 個</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>屋内設置の 圧縮機、ポンプ、 反応設備、貯槽等</td> <td>設備群の周囲 1個/10 m以上</td> <td style="text-align: center;">___ 個</td> <td style="text-align: center;">___ 個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>屋外設置の 圧縮機、ポンプ、 反応設備、貯槽等</td> <td>設備群の周囲 1個/20 m以上</td> <td style="text-align: center;">___ 個</td> <td style="text-align: center;">___ 個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特殊反応設備の周囲</td> <td>設備群の周囲 1個/10 m以上</td> <td style="text-align: center;">___ 個</td> <td style="text-align: center;">___ 個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>加熱炉等火源 を含む施設の周囲</td> <td>設備群の周囲 1個/20 m以上</td> <td style="text-align: center;">___ 個</td> <td style="text-align: center;">___ 個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計器室の内部</td> <td>1個以上</td> <td style="text-align: center;">___ 個</td> <td style="text-align: center;">___ 個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>毒性ガスの充填用 接続口</td> <td>1個以上</td> <td style="text-align: center;">___ 個</td> <td style="text-align: center;">___ 個</td> </tr> </tbody> </table> 2 検出部の設置高さは、ガスの比重等に対し適切な高さとした。 3 警報を発する場所は、関係者が常駐する場所 () とした。	*	設置場所	設置基準・法定数	___ 個	実際 ___ 個		屋内設置の 圧縮機、ポンプ、 反応設備、貯槽等	設備群の周囲 1個/10 m以上	___ 個	___ 個		屋外設置の 圧縮機、ポンプ、 反応設備、貯槽等	設備群の周囲 1個/20 m以上	___ 個	___ 個		特殊反応設備の周囲	設備群の周囲 1個/10 m以上	___ 個	___ 個		加熱炉等火源 を含む施設の周囲	設備群の周囲 1個/20 m以上	___ 個	___ 個		計器室の内部	1個以上	___ 個	___ 個		毒性ガスの充填用 接続口	1個以上	___ 個	___ 個	□
*	設置場所	設置基準・法定数	___ 個	実際 ___ 個																																		
	屋内設置の 圧縮機、ポンプ、 反応設備、貯槽等	設備群の周囲 1個/10 m以上	___ 個	___ 個																																		
	屋外設置の 圧縮機、ポンプ、 反応設備、貯槽等	設備群の周囲 1個/20 m以上	___ 個	___ 個																																		
	特殊反応設備の周囲	設備群の周囲 1個/10 m以上	___ 個	___ 個																																		
	加熱炉等火源 を含む施設の周囲	設備群の周囲 1個/20 m以上	___ 個	___ 個																																		
	計器室の内部	1個以上	___ 個	___ 個																																		
	毒性ガスの充填用 接続口	1個以上	___ 個	___ 個																																		

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

燃 毒 酸 特 不 三 化 窒 素	第5条第1項 第54号, 第54号の2 【防消火設備】	(防火設備) 1 可燃性ガス、毒性ガス、酸素の製造施設の規模に応じ、以下の防火設備を設けた。	□																																																								
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 45%;">対象設備</th> <th style="width: 10%;">散水設備</th> <th style="width: 10%;">放水砲</th> <th style="width: 10%;">固定式放水銃</th> <th style="width: 10%;">移動式放水銃</th> <th style="width: 10%;">消火栓</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>特殊反応設備</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記設備の周囲10m以内の非耐火設備</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地上高20m以上の設備</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地上高6m以上20m未満の設備</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の設備</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>対象設備のある地域半径40mの円区画</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">基</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">基</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可燃性ガス、酸素の取扱設備の付近の分解炉、加熱炉等</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">スチームカーテン等 _____ 基</td> </tr> </tbody> </table>	*	対象設備	散水設備	放水砲	固定式放水銃	移動式放水銃	消火栓		特殊反応設備	基	-	-	-	-		上記設備の周囲10m以内の非耐火設備	基	-	-	-	-		地上高20m以上の設備	基	基	-	-	-		地上高6m以上20m未満の設備	基	基	基	-	-		その他の設備	基	基	基	基	-		対象設備のある地域半径40mの円区画	-	-	基	-	基		可燃性ガス、酸素の取扱設備の付近の分解炉、加熱炉等	スチームカーテン等 _____ 基					
*	対象設備	散水設備	放水砲	固定式放水銃	移動式放水銃	消火栓																																																					
	特殊反応設備	基	-	-	-	-																																																					
	上記設備の周囲10m以内の非耐火設備	基	-	-	-	-																																																					
	地上高20m以上の設備	基	基	-	-	-																																																					
	地上高6m以上20m未満の設備	基	基	基	-	-																																																					
	その他の設備	基	基	基	基	-																																																					
	対象設備のある地域半径40mの円区画	-	-	基	-	基																																																					
	可燃性ガス、酸素の取扱設備の付近の分解炉、加熱炉等	スチームカーテン等 _____ 基																																																									
		(消火設備) 2 可燃性ガス、毒性ガス、酸素又は特定不活性ガスの製造施設の規模に応じ、次の消火設備(消火器)を設けた。																																																									
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">※</th> <th style="width: 25%;">対象設備</th> <th style="width: 55%;">法定</th> <th style="width: 15%;">実際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>貯槽以外の貯蔵設備, 処理設備, 容器置場</td> <td> 停滞量 10 t (特定不活性ガスにあっては 20t) につき消火器 1 個 ※最低 3 個 (特定不活性ガスにあっては 2 個) 停滞量: _____ t 設置数: _____ 個 </td> <td style="text-align: center;">_____ 個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防液提設置貯槽</td> <td> 歩行距離75m以下ごとに消火器 3 個以上 歩行距離: _____ m 設置数: _____ 個 </td> <td style="text-align: center;">_____ 個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の貯槽</td> <td>消火器 3 個以上</td> <td style="text-align: center;">_____ 個</td> </tr> </tbody> </table>	※	対象設備	法定	実際		貯槽以外の貯蔵設備, 処理設備, 容器置場	停滞量 10 t (特定不活性ガスにあっては 20t) につき消火器 1 個 ※最低 3 個 (特定不活性ガスにあっては 2 個) 停滞量: _____ t 設置数: _____ 個	_____ 個		防液提設置貯槽	歩行距離75m以下ごとに消火器 3 個以上 歩行距離: _____ m 設置数: _____ 個	_____ 個		その他の貯槽	消火器 3 個以上	_____ 個																																									
※	対象設備	法定	実際																																																								
	貯槽以外の貯蔵設備, 処理設備, 容器置場	停滞量 10 t (特定不活性ガスにあっては 20t) につき消火器 1 個 ※最低 3 個 (特定不活性ガスにあっては 2 個) 停滞量: _____ t 設置数: _____ 個	_____ 個																																																								
	防液提設置貯槽	歩行距離75m以下ごとに消火器 3 個以上 歩行距離: _____ m 設置数: _____ 個	_____ 個																																																								
	その他の貯槽	消火器 3 個以上	_____ 個																																																								
		注 消火器は、能力単位B-10以上の粉末消火器とする。																																																									
		3 建屋内の高圧ガス設備であって上記4によらない場合、不活性ガス(特定不活性ガスを除く。)等による拡散設備等を設置した。																																																									
		4 三フッ化窒素の製造設備(高圧ガスの通る部分に限る。)にあっては、上記4に加え、[不活性ガス(特定不活性ガスを除く。)等による拡散設備等の適切な消火設備・上記1の規程による防火設備]を設置した。																																																									
		(防消火用水供給設備) 5 防消火用水を最も多量に必要とする製造施設(最大製造施設)及びその隣接する製造施設のうち防消火用水を最も多量に必要とする製造施設に対し、30分以上連続して供給できる水量を確保した。																																																									
		最大製造施設に必要な水量 : _____ m ³ + 隣接の製造施設に必要な水量 : _____ m ³ 合計 : _____ m ³ ポンプの能力: _____ m ³ /h, 保有水量: _____ m ³																																																									
		6 操作場所と対象設備との距離は、15m以上とした。 実際: _____ m																																																									

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

第5条第1項 第55号 【ベントスタック】	1 ベントスタックの位置，高さ等については，次のとおりとした。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 45%;">ベントスタックの種類</th> <th style="width: 5%;">(1)</th> <th style="width: 5%;">(2)</th> <th style="width: 5%;">(3)</th> <th style="width: 5%;">(4)</th> <th style="width: 5%;">(5)</th> <th style="width: 5%;">(6)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>可燃性ガス・緊急用</td> <td></td> <td style="text-align: center;">-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>毒性ガス・緊急用</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>可燃性ガス・緊急用以外</td> <td></td> <td style="text-align: center;">-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>毒性ガス・緊急用以外</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">-</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 着地濃度を爆発限界未満とするに十分な高さ (2) 除害措置（第46号のとおり。）を講じ，放出されたガスの着地濃度が許容濃度値以下となる (3) 作業場，通路から 10m（緊急用以外のものにあつては 5 m）以上離れた位置 (4) 静電気，落雷等による着火防止及び消火措置（緊急用以外のものにあつては，消火措置） (5) ドレンの滞留を防止するための措置 (6) 液化ガスが同伴して放出され，又は急冷されるそれがある場合，気液分離器（緊急用以外のものにあつては，液化ガスが同伴することがない措置）</p>	*	ベントスタックの種類	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)		可燃性ガス・緊急用		-						毒性ガス・緊急用	-			-				可燃性ガス・緊急用以外		-						毒性ガス・緊急用以外	-			-			□
*	ベントスタックの種類	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)																																			
	可燃性ガス・緊急用		-																																							
	毒性ガス・緊急用	-			-																																					
	可燃性ガス・緊急用以外		-																																							
	毒性ガス・緊急用以外	-			-																																					
第5条第1項 第56号 【フレアースタック】	1 フレアースタックの燃焼能力は，緊急移送設備によって移送されるガスを安全に燃焼できるものとした。 2 フレアースタックの高さ及び位置は，他の製造施設に悪影響を与えないよう，直下における輻射熱を 4.65 kW/m^2 以下とした。 実際：_____ kW/m^2 3 輻射熱が 4.65 kW/m^2 を超える区域には，立入りできない措置を講じた。 4 フレアースタックの材質及び構造は，最大熱量に長時間耐え得るものとした。 5 フレアースタックには，[パイロットバーナー・常時作動できるような自動点火装置] を設けた。 6 フレアースタックには，逆火及び爆発防止の機構を設けた。	□																																								
第5条第1項 第58号 【破裂防止措置】	1 圧縮アセチレンガスを容器に充填する場所及び容器置場には，固定式配管の散水装置を設置した。 2 当該施設と散水装置の水源との距離は 100m 以下，水源水量は 20 m^3 以上，送水量は $0.8 \text{ m}^3/\text{min}$ 以上とした。 3 散水装置の主管には，安全な箇所に消防ポンプ自動車のホースと接続することができる枝管を 1 箇所以上設けた。 4 散水装置は， $20 \text{ L}/(\text{m}^2 \cdot \text{min})$ 以上の散水能力を有し，散水単位ごとに単独で散水できるものとした。 5 散水装置の操作は，安全な場所で容易に行えるようにした。 6 散水装置の電源は受電設備からの専用線とし，散水配管は識別できるように塗色した。	□																																								

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

三 角 室 素	第5条第1項 第58の2号 【破裂防止措置】	1 三フッ化窒素を車両に固定し、又は積載した容器に充填する場所及び当該ガスの充填容器に係る容器置場には、火災等の原因により車両に固定した容器が破裂しないようにした。 2 三フッ化窒素を充填する場所と隣接する車両に固定した容器等に充填する場所又は当該容器の容器置場と隣接する充填場所の間には、三フッ化窒素を含む空気の中で燃焼しにくい材料の壁又は仕切りを設けた。	□												
	第5条第1項 第59号 第60号 【障壁】	1 次の設備の間に障壁を設けます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">*</td> <td>障壁設置場所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>圧縮機と圧縮アセチレンガスの充填場所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>圧縮機と圧縮アセチレンガスの容器置場</td> </tr> <tr> <td></td> <td>圧縮アセチレンガスの充填場所と当該ガスの容器置場</td> </tr> <tr> <td></td> <td>圧縮機と圧縮ガス（圧力10MPa以上）の充填場所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>圧縮機と圧縮ガス（圧力10MPa以上）の容器置場</td> </tr> </table> 2 障壁は、[鉄筋コンクリート・コンクリートブロック・鋼板]製で、十分な強度を有するものとします。	*	障壁設置場所		圧縮機と圧縮アセチレンガスの充填場所		圧縮機と圧縮アセチレンガスの容器置場		圧縮アセチレンガスの充填場所と当該ガスの容器置場		圧縮機と圧縮ガス（圧力10MPa以上）の充填場所		圧縮機と圧縮ガス（圧力10MPa以上）の容器置場	□
*	障壁設置場所														
	圧縮機と圧縮アセチレンガスの充填場所														
	圧縮機と圧縮アセチレンガスの容器置場														
	圧縮アセチレンガスの充填場所と当該ガスの容器置場														
	圧縮機と圧縮ガス（圧力10MPa以上）の充填場所														
	圧縮機と圧縮ガス（圧力10MPa以上）の容器置場														
燃	第5条第1項 第61号 【計器室】	1 下記の設備から15m以上離れた安全な位置とした。実際：_____m (1)特殊反応設備 (2)特殊反応設備に配管で直結した処理設備のうち、緊急遮断装置で遮断されていないもの (3)燃焼熱量の数値が50.2GJ以上となる高圧ガス設備 2 計器室は耐火構造とし、出入口を2箇所以上設け、そのうち1箇所は危険な箇所に面していないものとした。 3 内装材は不燃性材料を使用し、窓は[網入り・強化]ガラスとします。また、窓は保安上必要なもの以外は、製造設備に面していないものとした。 4 規定のガス（ ）の製造施設に係る計器室は、漏えいしたガスの侵入を防止する保圧構造とし、扉は二重構造とし、吸入口を製造設備の反対方向に設けた空気吸入装置を設けた。	□												

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

	第5条第1項 第65号 ス 【2階建の 容器置場】	2階建の容器置場は、ホ、へ（2階部分に限る）及びトによるほか、大臣 が定める構造とした。	□
燃 酸素 特不 三化 窒素	第5条第1項 第65号 ル 【容器置場の 消火設備】	停滞量 10 t (特定不活性ガスにあっては 20t)につき消火器 1 個 ※最低 3 個 (特定不活性ガスにあっては 2 個) 停滞量：_____ t 必要数量：_____ 個 計画：_____ 個	□

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

第9条第5号 【耐圧性能】 【気密性能】	1 導管は、常用の圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験及び常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又は大臣がこれらと同等以上のものと認める試験に合格したものである。 2 試験結果は、機器一覧表のとおり。	□
第9条第6号 【強度】	1 導管は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、十分な強度を有するもの又は大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有するものである。 2 検査結果は、機器一覧表のとおり。	□
第9条第7号 【防食】 【応力吸収】	1 導管の腐食を防止するための措置を次のとおり講じた。 (1)腐食性のあるガスの場合、内面防食措置〔当該ガスに侵されないガスを使用・腐れ代を設ける・コーティング〕 (2)地中に埋設した場合は、〔塗装材と被覆材の組み合わせによる塗覆装・アスファルトマチック等の塗装〕により外面を保護した。 (3)地中に埋設した場合は、電気防食措置を講じ、対地電位の測定値に異常がない。 2 導管の応力を吸収するための措置を次のとおり講じた。 (1)地中に埋設した場合は、埋め戻しの際に十分つき固めを行い導管が均一に、かつ、適当な摩擦力を持って土中に支持した。 (2)地上に設置した場合は、導管の伸縮を吸収するための措置を講じ、支持構造物は、導管の伸縮を阻害しないものとした。	□
第9条第8号 【常用の温度を超えない措置】	1 導管にガスを供給する設備には、常用の温度を超えた温度のガスを導管に送入せずに処理できる措置を講じた。 2 導管が地上に設置した場合は、温度の異常上昇を防止するため、防食塗装の上に銀色塗料を塗装する等の措置を講じた。	□
第9条第9号 【常用の圧力を超えない措置】	1 導管には、常用の圧力を超えた場合に、直ちに常用の圧力以下に戻すことができるような措置を講じた。 安全弁 設置数：_____基 その他の安全装置()設置数：_____基 2 バネ式安全弁等の作動試験結果に異常がない。	□
第9条第10号 【水分除去措置】	1 内部潤滑剤に水を使用する圧縮機を用いて酸素を導管によって輸送する場合、導管と圧縮機との間に水分離器を設けた。 2 天然ガスを輸送する導管とこれに接続する圧縮機との間に水分離器を設けた。	□
第9条第11号 【通報設備】	事業所を連絡する導管には、緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置〔電話・インターホン〕を講じた。	□

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

第10条第2号 【標識】	高圧ガスの種類、導管に異常を認めたとときの連絡先その他必要な事項を明瞭に記載した標識を、人目につきやすく、かつ、交通等の障害にならない場所に設けた。	<input type="checkbox"/>
第10条第3号 【腐食防止】	導管の腐食を防止するための措置を次のとおり講じた。 (1)腐食性のあるガスの場合、内面防食措置 [当該ガスに侵されないガスを使用・腐れ代を設ける・コーティング] (2)地中に埋設する場合は、外面の保護 [塗装材と被覆材の組み合わせによる塗覆装・アスファルトマスチック等の塗装] (3) 地中に埋設する場合は、必要に応じて電気防食措置を講じ、対地電位の測定値に異常がない。	<input type="checkbox"/>
第10条第4号 【材料】	導管、管継手及びバルブ（以下「導管等」という。）に使用する材料は、ガスの種類、性状、温度、圧力等に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的性質を有するものとした。（機器一覧表のとおり。）	<input type="checkbox"/>
第10条第5号 【構造】	導管等の構造は、輸送される高圧ガスの重量、導管等の内圧、導管等及びその付属設備の自重、土圧、水圧、列車荷重、自動車荷重、浮力その他の主荷重並びに風荷重、雪荷重、温度変化の影響、振動の影響、地震の影響、投錨による衝撃の影響、波浪及び潮流の影響、設置時における荷重の影響、工事による影響その他の従荷重によって生じる応力に対して安全なものとした。	<input type="checkbox"/>
第10条第6号 【伸縮吸収措置】	導管の有害な伸縮が生じるおそれのある箇所には、当該有害な伸縮を吸収する措置を講じた。	<input type="checkbox"/>
第10条第7号 【接合】	1 導管等の接合は、溶接により行った。 2 溶接によることが適当でない場合は、保安上必要な強度を有するフランジ接合とした。	<input type="checkbox"/>
第10条第8号 【フランジ部点検のための措置】	第7号のフランジ接合部の点検を可能とするための措置を講じた。	<input type="checkbox"/>
第10条第9号 【溶接】	1 導管等の溶接は、アーク溶接その他これと同等以上の効果を有する溶接方法により行った。 2 非破壊検査等の結果、異状がない。	<input type="checkbox"/>
第10条第10号 (第11号で準用) (第12号で準用) (第13号で準用) (第21号で準用) 【埋設する場合】	地盤面下に埋設した導管は、次の基準によるものとした。	<input type="checkbox"/>

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

<p>イ</p>	<p>導管外面から下記工作物に対し、次の水平距離を確保した。</p> <table border="1" data-bbox="462 224 1284 571"> <thead> <tr> <th>* 高圧ガスの種類</th> <th>工作物</th> <th>法定距離</th> <th>実際距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">毒性ガス</td> <td>建築物</td> <td>1.5m以上</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td>地下街及び ずい道</td> <td>10m以上</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td>水道施設</td> <td>300m以上</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">毒性ガス以外のガス</td> <td>建築物</td> <td>1.5m以上</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td>地下街及び ずい道</td> <td>10m以上</td> <td>_____m</td> </tr> </tbody> </table>	* 高圧ガスの種類	工作物	法定距離	実際距離	毒性ガス	建築物	1.5m以上	_____m	地下街及び ずい道	10m以上	_____m	水道施設	300m以上	_____m	毒性ガス以外のガス	建築物	1.5m以上	_____m	地下街及び ずい道	10m以上	_____m	
* 高圧ガスの種類	工作物	法定距離	実際距離																				
毒性ガス	建築物	1.5m以上	_____m																				
	地下街及び ずい道	10m以上	_____m																				
	水道施設	300m以上	_____m																				
毒性ガス以外のガス	建築物	1.5m以上	_____m																				
	地下街及び ずい道	10m以上	_____m																				
<p>ロ</p>	<p>導管の外面から他の工作物に対し0.3m以上の距離を確保し、かつ、当該工作物の保全に支障を与えないものとした。</p> <p style="text-align: right;">実際：_____m</p>																						
<p>ハ</p>	<p>防護構造物の中に設置するものを除き、導管の外面と地表面とは、山林原野にあっては0.9m、その他の地域にあっては1.2mを超える距離を確保した。</p> <p style="text-align: right;">実際：_____m</p>																						
<p>ニ</p>	<p>防護構造物の中に設置する導管の外面と地表面との距離は、0.6m以上確保した。</p> <p style="text-align: right;">実際：_____m</p>																						
<p>ホ</p>	<p>導管は、地盤の凍結によって損傷を受けることのないよう適切な深さに埋設した。</p>																						
<p>ヘ</p>	<p>盛土又は切土の斜面の近傍に導管を埋設する場合は、安全率1.3以上のすべり面の外側に埋設した。</p>																						
<p>ト</p>	<p>導管の立ち上がり部、地盤の急変部等支持条件が急変する箇所については、[曲り管の挿入・地盤改良・その他()]の措置を講じた。</p>																						
<p>チ</p>	<p>掘削及び埋め戻しは、保安上適切な方法により行った。</p>																						
<p>第10条第11号 (第13号で準用) 【道路下の場合】</p>	<p>道路下に埋設する導管は、第10号(ロからニを除く。)の基準によるほか、次の基準によるものとした。</p>	<p style="text-align: right;">□</p>																					
<p>イ</p>	<p>導管は、自動車荷重の影響の少ない場所に埋設した。</p>																						
<p>ロ</p>	<p>導管は、その外面から道路の境界に対し、1m以上の水平距離を確保した。</p> <p style="text-align: right;">実際：_____m</p>																						
<p>ハ</p>	<p>導管(防護工又は防護構造物により導管を防護する場合は、当該防護工又は防護構造物。以下へ及びトにおいて同じ。)は、その外面から他の工作物に対し0.3m以上の距離を確保し、かつ、当該工作物の保全に支障を与えないものとした。</p> <p style="text-align: right;">実際：_____m</p>																						
<p>ニ</p>	<p>市街地の道路下に埋設する場合は、当該道路に係る工事によって導管が損傷を受けることのないよう適切な措置を講じた。</p>																						

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

	<p>ホ</p> <p>市街地の道路の路面下に埋設する場合は、防護構造物の中に設置するものを除き、導管の外面と路面との距離は1.8m、防護工又は防護構造物により防護された導管の当該防護工又は防護構造物の外面と路面との間に1.5mを超える距離を確保した。</p> <p style="text-align: right;">実際：_____m</p> <p>ヘ</p> <p>市街地以外の道路の路面下に埋設する場合は、導管の外面と路面との間に1.5mを超える距離を確保した。</p> <p style="text-align: right;">実際：_____m</p> <p>ト</p> <p>舗装した車道に埋設する場合は、当該舗装部分の路盤（遮断層がある場合は、当該遮断層。）の下に埋設し、導管の外面と路盤の最下部との間に0.5mを超える距離を確保した。</p> <p style="text-align: right;">実際：_____m</p> <p>チ</p> <p>路面下以外の道路下に埋設する場合は、導管の外面と地表面との間に1.2m（防護工又は防護構造物により防護された導管にあっては、0.6m（市街地の道路下に埋設する場合は、0.9m））を超える距離を確保した。</p> <p style="text-align: right;">実際：_____m</p> <p>リ</p> <p>電線、水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの（各戸に引き込むためのもの及びこれを取り付けられるものに限る。）が埋設されている道路又は埋設する計画のある道路に埋設する場合は、これらの下部に埋設した。</p>		
	<p>第10条第12号 (第13号で準用) (第17号で準用) 【線路下の場合】</p> <p>イ</p> <p>導管は、その外面から軌道中心に対し4m以上の水平距離を確保した。</p> <p style="text-align: right;">実際：_____m</p> <p>ロ</p> <p>導管は、当該線路敷の用地境界に対し1m以上の水平距離を確保した。</p> <p style="text-align: right;">実際：_____m</p> <p>ハ</p> <p>導管の外面と地表面との間に、1.2mを超える距離を確保した。</p> <p style="text-align: right;">実際：_____m</p>	<p>線路下に埋設する導管は、第10条(ハ及びビを除く。)の基準によるほか、次の基準によるものとした。</p>	□
	<p>第10条第13号 【河川保全区域内の場合】</p>	<p>河川に沿って河川保全区域内に埋設する導管は、第10号から第12号の基準によるほか、堤防法尻又は護岸法肩に対し、河川管理上必要な距離を確保するものとした。</p>	□
	<p>第10条第14号 (第21号で準用) 【地盤面上の場合】</p>	<p>地盤面上に設置する導管は、次の基準によるものとした。</p>	□

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

イ	<p>可燃性ガス及び毒性ガスの導管は、次の表に掲げる施設に対し規定距離以上の距離を確保した。</p> <table border="1" data-bbox="454 257 1292 728"> <thead> <tr> <th>* 施設</th> <th>可燃性ガス</th> <th>毒性ガス</th> <th>実際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道・道路</td> <td>25 m</td> <td>40 m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td>学校・福祉施設</td> <td>45 m</td> <td>72 m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td>病院・公共空地・都市公園</td> <td>45 m</td> <td>72 m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td>劇場・映画館等</td> <td>45 m</td> <td>72 m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td>百貨店・ホテル等</td> <td>45 m</td> <td>72 m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td>駅の母屋及びプラットホーム</td> <td>45 m</td> <td>72 m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td>文化財等</td> <td>65 m</td> <td>100 m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td>水道施設・避難空地・避難道路</td> <td>300 m</td> <td>300 m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td>住宅・その他建物</td> <td>25 m</td> <td>40 m</td> <td>_____m</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 常用の圧力が1 MP a未満である導管については、上記表から15 m減じた距離</p>	* 施設	可燃性ガス	毒性ガス	実際	鉄道・道路	25 m	40 m	_____m	学校・福祉施設	45 m	72 m	_____m	病院・公共空地・都市公園	45 m	72 m	_____m	劇場・映画館等	45 m	72 m	_____m	百貨店・ホテル等	45 m	72 m	_____m	駅の母屋及びプラットホーム	45 m	72 m	_____m	文化財等	65 m	100 m	_____m	水道施設・避難空地・避難道路	300 m	300 m	_____m	住宅・その他建物	25 m	40 m	_____m	<p>1 不活性ガス以外のガスの導管は、その両側に、次の表に掲げる常用の圧力の区分に応じ、その外面から規定距離以上の空地进行を保有した。</p> <table border="1" data-bbox="462 884 1284 1041"> <thead> <tr> <th>* 常用の圧力</th> <th>法定</th> <th>実際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.2 MP a未満</td> <td>5 m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td>0.2 MP a以上 1 MP a未満</td> <td>9 m</td> <td>_____m</td> </tr> <tr> <td>1 MP a以上</td> <td>15 m</td> <td>_____m</td> </tr> </tbody> </table> <p>※工業専用地域に設置する導管は上記表の1/3の距離</p> <p>2 上記1によらない場合は、保安上必要な措置を講じた。</p>	* 常用の圧力	法定	実際	0.2 MP a未満	5 m	_____m	0.2 MP a以上 1 MP a未満	9 m	_____m	1 MP a以上	15 m	_____m	
* 施設	可燃性ガス	毒性ガス	実際																																																				
鉄道・道路	25 m	40 m	_____m																																																				
学校・福祉施設	45 m	72 m	_____m																																																				
病院・公共空地・都市公園	45 m	72 m	_____m																																																				
劇場・映画館等	45 m	72 m	_____m																																																				
百貨店・ホテル等	45 m	72 m	_____m																																																				
駅の母屋及びプラットホーム	45 m	72 m	_____m																																																				
文化財等	65 m	100 m	_____m																																																				
水道施設・避難空地・避難道路	300 m	300 m	_____m																																																				
住宅・その他建物	25 m	40 m	_____m																																																				
* 常用の圧力	法定	実際																																																					
0.2 MP a未満	5 m	_____m																																																					
0.2 MP a以上 1 MP a未満	9 m	_____m																																																					
1 MP a以上	15 m	_____m																																																					
ハ	<p>導管は、地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造の支持物により支持し、地盤面から離して設置した。</p>																																																						
ニ	<p>支持物は、鉄筋コンクリート造り、又はこれと同等以上の耐火性を有するものとした。</p>																																																						
ホ	<p>自動車、船舶等の衝突により導管又は導管支持物が損傷を受けるおそれのある場合は、堅固で耐久力を有する防護措置を適切な位置に設置した。</p>																																																						
ヘ	<p>導管は、当該導管の支持物を除く他の工作物に対し、当該導管の維持管理上必要な間隔を確保した。</p>																																																						
<p>第10条第15号 (第16号で準用) (第17号で準用)</p> <p>【道路を横断する場合】</p>	<p>道路を横断して導管を設置する場合は、さや管その他の防護構造物の中に設置した。</p>		□																																																				
<p>第10条第16号</p> <p>【道路を横断する場合】</p>	<p>第11号(イ及びロを除く。)及び第15号の規定を準用</p>		□																																																				

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

第 10 条第 17 号 【線路敷を横断する場合】	第12号（イを除く。）及び第15号の規定を準用	<input type="checkbox"/>
第 10 条第 18 号 第 19 号 第 20 号 (第 21 号で準用) 【河川等を横断する場合】	1 河川を横断して導管を設置する場合は、橋に設置するか、河川の下を横断して埋設した。 2 河川又は水路を横断して導管を埋設する場合であって、塩素、ホスゲン、ふっ素、アクロレイン、亜硫酸ガス、シアン化水素又は硫化水素に係るものについては二重管とし、その他の毒性ガス及び可燃性ガスに係るものについては、二重管又は防護構造物の中に設置した。 この場合において、当該二重管若しくは防護構造物の浮揚又は船舶の投錨による損傷を防止するための措置を講じた。 3 河川下埋設横断導管は、外面と計画河床高（計画河床高の最深河床高より高いときは、最深河床高。）との距離を規定以上確保した。 実際：_____m (1) 計画河床高まで 4 m 以上 (2) 水路を横断して導管を埋設する場合は 2.5m 以上 (3) その他の小水路を横断して導管を埋設する場合は 1.2m 以上 4 護岸その他河川管理施設の既設又は計画中の基礎工に支障を与えず、かつ、河床変動、洗掘、投錨等の影響を受けない深さに埋設した。	<input type="checkbox"/>
第 10 条第 21 号 【河川及び水路を横断する場合】	第10号（ロ～ニ及びチを除く）及び第14号の規定を準用	<input type="checkbox"/>
第 10 条第 22 号 【海底の場合】	海底に設置する導管は、次の基準によるものとした。 イ 投錨等により損傷を受けるおそれのない場合等を除き、導管を埋設した。 ロ 既設の導管と交差しないよう設置した。 ハ 既設の導管に対し、30m以上の水平距離を確保した。 実際：_____m ニ 2本以上の導管を同時に設置する場合は、当該導管が相互に接触することのないよう必要な措置〔形鋼等をつなぐ・構造物に組み立てる・十分な間隔をおく・適切な間隔に移動させ埋設する〕を講じた。 ホ 導管の立ち上がり部には、防護工を設けた。 ヘ 導管を埋設する場合、導管の外面と海底面との距離は、投錨試験の結果、土質、埋め戻しの材料、船舶交通事情等を勘案して安全な距離を確保し、しゅんせつ計画に対しても影響されない深さに埋設した。	<input type="checkbox"/>

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

	ト	洗掘のおそれがある場合は、当該洗掘を防止するための措置を講じた。		
	チ	掘削及び埋め戻しは、保安上適切な方法により行った。		
	リ	導管を埋設しないで設置する場合は、導管が連続して支持されるよう当該設置に係る海底面をならした。		
	ヌ	導管が浮揚又は移動するおそれがある場合は、当該導管に当該浮揚又は移動を防止するための措置を講じた。		
第10条第23号 【海面上の場合】		海面上に設置する導管は、次の基準によるものとした。	<input type="checkbox"/>	
	イ	導管は、地震、風圧、波圧等に対し安全な構造の支持物により支持した。		
	ロ	導管は、船舶の航行により、損傷を受けることのないよう海面との間に必要な空間を確保して設置した。		
	ハ	船舶の衝突等によつて導管又はその支持物が損傷を受けるおそれがある場合は、防護設備を設置した。		
	ニ	導管は、当該導管の支持物を除く他の工作物に対し、当該導管の維持管理上必要な間隔を確保した。		
第10条第24号 【漏えい拡散防止措置】		1 次の場所に導管を設置する場合は、漏えいしたガスの拡散を有効に防止するための措置を講じた	<input type="checkbox"/>	
	*	設置場所	高圧ガスの種類	漏えい拡散防止措置
		市街地	毒性ガス	堅固で耐久力を有し、導管の構造に支障を与えない構造物の中に導管を設置
		河川上 水路上	毒性ガス	堅固で耐久力を有し、橋及び導管の構造に支障を与えないさや管又はこれに類する構造物の中に導管を設置
		ずい道上	毒性ガス・可燃性ガス (空気より軽いものを除く)	防護構造物の中に導管を設置
		透水性 地盤中	毒性ガス	堅固で耐久力を有し、導管の構造に支障を与えない構造物の中に導管を設置
		2 高圧ガスの種類及び圧力並びに導管の周囲の状況に応じて必要な箇所は、導管を二重管とした。		
第10条第25号 【二重管のガス漏えい 検知警報設備】		1 第24号の二重管には、第29号に規定するガス漏えい検知警報設備を設置した。		<input type="checkbox"/>
		2 検知及び警報の機能に異常がない。		

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

	第 10 条第 26 号 【運転状態監視装置】	1 導管系には、適切な場所に圧力計、流量計、温度計等の計器類を設けた。 2 圧縮機又はポンプに係る計器室には、当該圧縮機又はポンプの作動状況を示す表示灯及び緊急遮断弁の開閉状態を表す表示灯を設けた。	□																																			
	第 10 条第 27 号 【警報装置】	1 導管系には、[圧力・流量・緊急遮断装置・地震]等の異常を感知するための警報装置を設けた。 2 警報受信部は、適切な場所（ ）に設置した。	□																																			
	第 10 条第 28 号 【安全制御装置】 イ ロ	導管系には、次の制御機能を有する安全制御装置を設けた。また、機能に異常がない。 導管系には、安全制御装置 [圧力安全装置・ガス漏えい検知警報設備・緊急遮断装置・感震装置・その他の保安のための設備等の制御回路が正常でなければ圧縮機又はポンプが作動しない制御機能(インターロック)] 保安上異常な事態が発生した場合、圧縮機・ポンプ・緊急遮断装置等を自動又は手動により速やかに停止できる制御機能	□																																			
燃 毒 特 不	第 10 条第 29 号 【ガス漏えい検知警報設備】	1 可燃性ガス、大臣が定める毒性ガス（ ）又は特定不活性ガスの導管系には、[ガス漏えい検知警報設備・漏えい検知口]を設けた。 ガス漏えい検知警報設備設置数 _____ 個 漏えい検知口設置数 _____ 個 2 警報部は、適切な場所（ ）に設置した。	□																																			
	第 10 条第 30 号 【緊急遮断装置】	次の場所に設置する不活性ガスに係るものを除く導管については、緊急遮断装置又はこれと同等以上の効果のある装置を設けた。また、機能に異常がない。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">*</th> <th style="width: 40%;">設置場所</th> <th style="width: 15%;">導管の長さ</th> <th style="width: 15%;">実際の長さ</th> <th style="width: 25%;">数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>市街地</td> <td>500m超</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>河川横断</td> <td>500m超</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>湖沼等横断</td> <td>500m超</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>鉄道の切り通し部横断</td> <td>500m超</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>道路の切り通し部横断</td> <td>500m超</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td>4,000m超</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	*	設置場所	導管の長さ	実際の長さ	数		市街地	500m超	m			河川横断	500m超	m			湖沼等横断	500m超	m			鉄道の切り通し部横断	500m超	m			道路の切り通し部横断	500m超	m			その他	4,000m超	m		□
*	設置場所	導管の長さ	実際の長さ	数																																		
	市街地	500m超	m																																			
	河川横断	500m超	m																																			
	湖沼等横断	500m超	m																																			
	鉄道の切り通し部横断	500m超	m																																			
	道路の切り通し部横断	500m超	m																																			
	その他	4,000m超	m																																			
	第 10 条第 31 号 【内容物除去装置】	導管には、相隣接する緊急遮断装置の区間ごとに当該導管内の高圧ガスを移送し、不活性ガス等により置換することができる措置を講じた。	□																																			

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

第10条第32号 【感震装置】	<p>1 導管の経路には、必要な箇所には、地盤の震動を的確に検知し、かつ、警報するための感震装置を設けるとともに、地震時における災害を防止するための措置を講じた。</p> <p>2 40 Gal以上の加速度を検知したとき、警報を発する機能を設けた。</p> <p>3 80 Gal以上の加速度を検知したとき、設備の運転を停止できる措置を講じた。</p>	□
第10条第33号 【保安用接地】	導管系には、必要に応じた保安用接地等を設けた。	□
第10条第34号 第35号 第36号 【絶縁】	<p>1 支持物に異常電流が流れ、導管系の腐食が予想される場合は、その支持構造物から絶縁した。</p> <p>2 導管の腐食防止のため必要な箇所に絶縁継手を挿入した。</p> <p>3 避雷器の接地箇所に近接して導管を設置する場合は、絶縁のための必要な措置を講じた。</p>	□
第10条第37号 【避雷設備】	導管系には、必要に応じた落雷による導管への影響を回避するための措置（JIS A4201(1992)建築物等の避雷設備（避雷針））を講じた。	□
第10条第38号 【保安電力等】	<p>1 導管系の保安の確保に必要な設備であって大臣が定めるもの〔運転状況監視装置・安全制御装置・ガス漏えい検知警報設備・除害設備・通報設備・非常照明設備〕には、保安電力等を設けた。</p> <p>2 上記1の機能に異常がない。</p>	□
第10条第39号 【巡回監視】	導管の経路には、〔巡回監視車・保安資機材倉庫〕等を設けた。	□

技術上の基準に関する事項

(記載例-Ⅲ)

	条 項	対 応 事 項	備 考												
	第 11 条第 2 項 【直通電話】	<p>1 関連事業所の事務所間及び保安上緊急に連絡をする必要のある作業場間の緊急連絡の用に供する直通電話を設置した。</p> <p>2 保安上特に重要な作業場間には, 1 のほか [無線・有線通信設備] を設置した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">関連事業所名</th> <th style="width: 50%;">関連事業所の緊急連絡作業場名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	関連事業所名	関連事業所の緊急連絡作業場名											<input type="checkbox"/> 添付書類 No. _____
関連事業所名	関連事業所の緊急連絡作業場名														